

冊子1

令和 2 年 4 月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

4月定例会（1）

開催日時 令和2年4月16日（木） 15時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 議 題

○第1号議案

令和2年度長崎県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

（義務教育課）

○第2号議案

令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等について

（高校教育課・特別支援教育課）

○第3号議案

令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

5 報 告

（1）令和元年度に実施された監査の結果について

（総務課）

（2）令和2年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について

（高校教育課）

（3）令和2年3月特別支援学校高等部卒業生の進路状況について

（特別支援教育課）

（4）令和2年度文化活動推進校指定について

（学芸文化課）

（5）令和2年度ジュニアスポーツ推進事業に係る強化校等の指定について

（体育保健課）

（6）令和2年度県立学校における部活動指導員配置校について

（体育保健課・学芸文化課）

（追加）「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の一部変更について

（児童生徒支援課）

第1号議案

(義務教育課)

令和2年度長崎県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

(提案理由)

令和3年度に小学校、中学校及び義務教育学校等で使用する教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、下記の事項を選定審議会に諮問しようとするものである。

(内 容)

○ 選定審議会への諮問事項

令和3年度使用教科用図書の採択基準について

諮 問 文 (案)

長崎県教科用図書選定審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

令和3年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

令和2年4月 日

長崎県教育委員会教育長
池松 誠二

(理由)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定により、都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないとされている。

また、同法第11条には、都道府県教育委員会が指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないとされている。

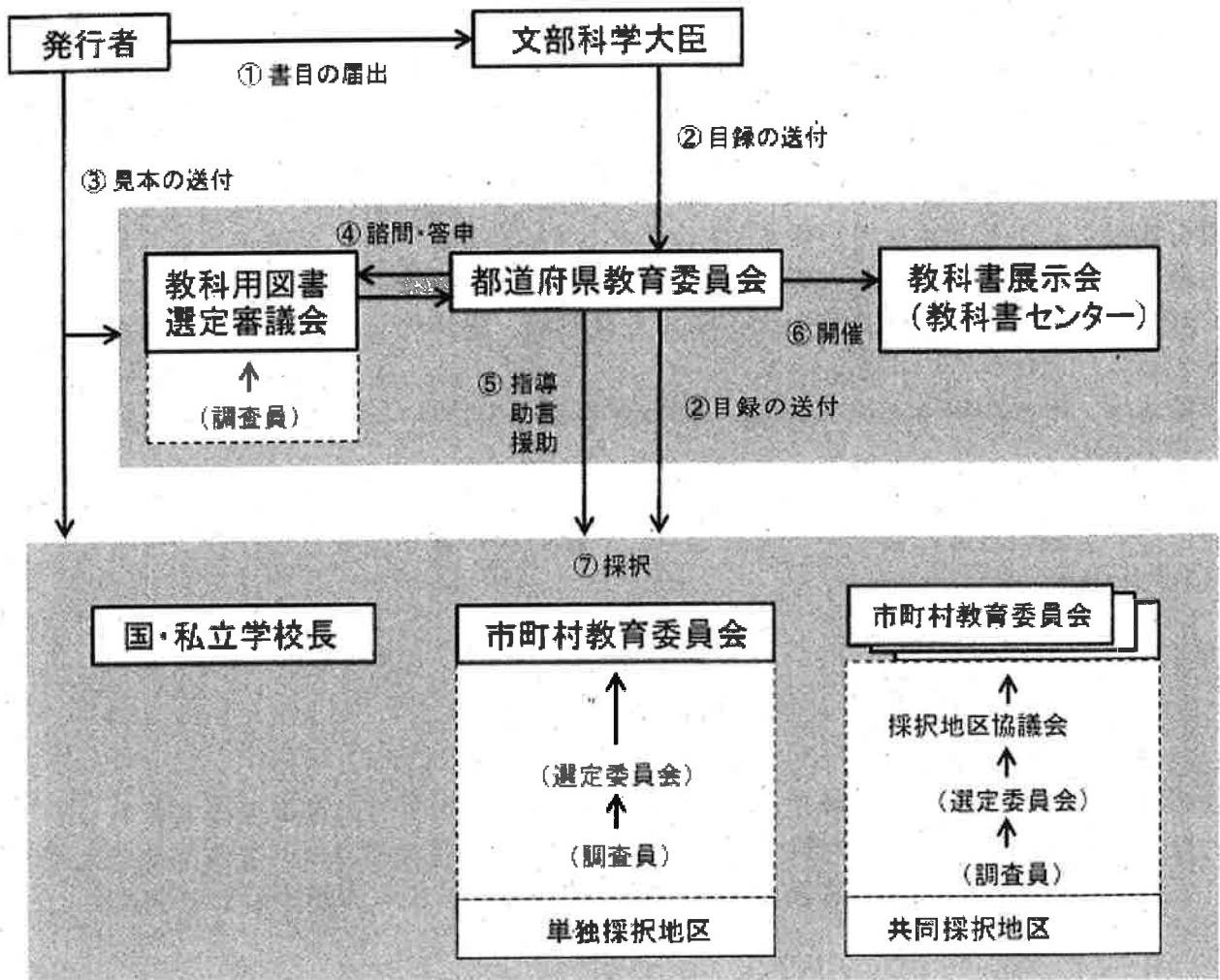
以上の規定に則り、下記事項についての審議をお願いしたい。

記

令和3年度使用教科用図書の採択基準について

- ・採択に関する基本方針
- ・採択の方法
- ・選定資料（中学校「全教科」）

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



令和2年度の教科書採択に関する動き

◎. 義務教育諸学校の教科用図書

◇毎年度、「採択」をしなければならない

・「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(第11条)

→ 選定審議会を毎年設置

◇4年に一回、「採択替え」を行うことが原則(無償措置法施行令第15条)

1. 中学校用の教科用図書

・令和2年度は、「採択替え」の年度である。

・前年度新たに文部科学大臣の検定を経た図書(全教科)がある。

→ 全ての教科書について新たに採択を行う。

2. 一般図書(特別支援学校・学級用)

◇毎年度、児童生徒の障害に適した一般図書を採択できる

(無償措置法施行令第15条)

・学校教育法附則第9条の規定による教科用図書(一般図書)

教科書採択に関するスケジュール

※前回採択替え：小学校（各教科）H31年度、中学校（各教科）H27年度

※初めての採択：小学校（道徳）H29年度、中学校（道徳）H30年度

| | | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 | | |
|--------|-----|-------|---------------|-------------------------|-------------------------|----------------|--------------------|--------------------|------|
| 小学校教科書 | 各教科 | | 検 定 (申請なし) | 採択替え H25検定合格 図書から | 採択替え | 小学校新学習指導要領全面实施 | | | |
| | | 発行者編集 | | 検 定 | | 使用開始 | 発行 者 編 集 | | |
| | 道 徳 | | | 使用開始 | | 採択 | 採択替え | 中学校新学習指導要領 全面实施 | |
| | | 検 定 | 採 択 | 検 定 | | | | | 使用開始 |
| 中学校教科書 | 各教科 | 使用開始 | | 検 定 (申請なし) | 採択替え H26検定合格 図書から | 採択替え | 中学校新学習指導要領 全面实施 | | |
| | | | 発行者編集 | | 検 定 | | | 使用開始 | |
| | 道 徳 | | | 採 択 | 採択 | | | 採択替え | 使用開始 |
| | | 発行者編集 | 検 定 | 検 定 | | | | | |

◇教科書採択における公正確保の徹底のために、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範を受けて採択を進める。

第2号議案

(高校教育課・特別支援教育課)

令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する 教科用図書の採択に関する基本方針等について

(提案理由)

令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、県教育委員会の採択に関する基本方針等を定めるものである。

(内容)

別紙「令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に関する基本方針等について(案)」のとおり

(別紙)

「令和3年度に県立高等学校及び特別支援学校高等部で使用する
教科用図書の採択に関する基本方針等について（案）」

I 採択に関する基本方針

- 1 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むなど、学習指導要領のねらいに沿った適切な教科用図書を採択する。
- 2 採択に当たっては、特色ある学校づくり、生徒の実態及び学校の置かれている諸条件を十分に考慮し、各学校の教育課程に適した教科用図書を採択する。
- 3 採択後は速やかに採択教科用図書及び採択理由を公表するなど、採択の透明性の確保を図る。

II 採択の方法

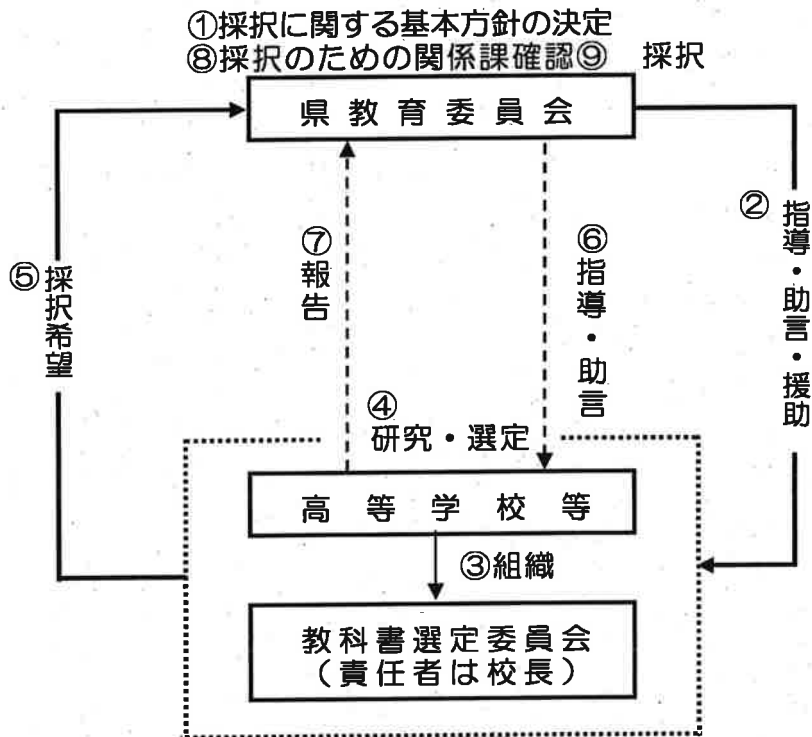
採択は、次の1～3に基づいて行う。

- 1 各学校は、教科書選定委員会を組織して教科用図書の調査研究を行い、生徒や学校の実態に即して採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に報告する。
これをもとに、県教育委員会において十分な確認を行い、使用する教科用図書を年度ごと、学校ごとに教育長が採択する。
なお、各学校及び県教育委員会は、外部からの不当な働きかけ等により、教科用図書の公正確保に関し問題が生じることのないように十分に留意する。
- 2 高等学校で使用する教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されているものの中から採択する。
ただし、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていない場合は、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第89条の規定により、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。
- 3 特別支援学校高等部で使用する教科用図書については、特別支援学校高等部用の文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書が発行されていないことから、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第131条の規定により、各学校の教育課程との整合性を十分に検討した上で、適切な教科用図書を採択する。
ただし、高等学校の学習指導要領に準ずる教育を受ける者の教科用図書については、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されているものの中から採択するものとし、同目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択する。

(参考) 県立高等学校及び特別支援学校高等部の教科書採択のしくみについて

高等学校の教科書採択方法については法令上、具体的な定めはない。
県立高校においては、採択の権限を有する県教育委員会が、各学校の実態に即した採択を行っている。

◆採択手順の概要



令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和3年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

2 学力検査問題について

- (1) 前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、社会については、新学習指導要領への移行措置の内容に配慮する。
 - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。
- (2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査の実施教科は、国語、数学、英語の3教科とし、後期選抜の学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。
また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

3 入学者選抜方法について

(1) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、いずれかを実施する。
- ② 前期選抜における募集定員は、全募集定員の5%から50%の範囲で各高校が学科別に定める。

- ③ 特色選抜は、各高校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高校で学ぶ意欲を持つ者が志願する。文化・スポーツ特別選抜は、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者が志願する。
- ④ 調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文（文化・スポーツ特別選抜はプレゼンテーションを除く）の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。なお、検査方法は、複数の方法を選択することができる。また、調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

(2) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において実施する。
- ② 後期選抜における募集定員は、全募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。
- ③ 調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。
- ④ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

(3) 定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

(4) 通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。

(5) 連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。なお、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜の日程に準じて行う。

(6) 離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、離島留学申請書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜における特色選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、後期選抜に準じて行う。

4 入学者選抜日程について

(1) 前期選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和3年1月14日(木) から
令和3年1月20日(水) まで
- ・ 検査 令和3年2月 3日(水)
(ただし、2日間で実施する場合は、
2月3日(水)・4日(木)の両日とする。)
- ・ 合格者通知 令和3年2月12日(金) まで

(2) 後期選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和3年2月19日(金) から
令和3年2月26日(金) まで
- ・ 学力検査 令和3年3月 9日(火)・10日(水)
- ・ 合格者発表 令和3年3月17日(水)
(前期選抜による入学予定者を含む)

(3) 定時制課程(昼間部を除く)に係る選抜

- ・ I期選抜入学願書受付期間 令和3年2月19日(金) から
令和3年2月26日(金) まで
- ・ I期選抜の検査 令和3年3月 9日(火)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月9日(火)・10日(水)の両日とする。)
- ・ I期選抜の合格者発表 令和3年3月17日(水)
- ・ II期選抜入学願書受付期間 令和3年3月17日(水) から
令和3年3月23日(火) まで
- ・ II期選抜の検査 令和3年3月25日(木)
- ・ II期選抜の合格者発表 令和3年3月29日(月)

(4) 通信制課程に係る選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和3年3月 2日(火) から
令和3年3月30日(火) まで
- ・ 入学内定者通知 令和3年4月 5日(月) までに通知する。

(5) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和3年2月19日(金) から
令和3年2月26日(金) まで
- ・ 検査 令和3年3月 9日(火)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月9日(火)・10日(水)の両日とする。)
- ・ 合格者発表 令和3年3月17日(水)

(6) 離島留学特別選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和3年1月14日(木) から
令和3年1月20日(水) まで
- ・ 検査 令和3年2月 3日(水)
- ・ 合格者通知 令和3年2月12日(金) まで

5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

報 告 事 項 (1)

総務課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 令和元年度に実施された監査の結果について |
| 概 要 | <p>1. 令和元年度普通会計定期監査 (後期) (資料3頁～24頁)</p> <p>(1) 監査実施期間 令和元年11月5日～令和2年2月14日</p> <p>(2) 監査対象機関 実地監査28 (地方機関1、県立学校27) 書面監査49 (地方機関1、教育機関3、県立学校45)</p> <p>(3) 監査対象期間 実地監査 平成30年度～実地監査日 書面監査 平成30年度</p> <p>(4) 結 果 指 摘 21件 収入に関すること (県立学校 1件) 予算の執行に関すること (県立学校 3件) 契約に関すること (県立学校 4件) 物品に関すること (県立学校12件) 財産の管理に関すること (県立学校 1件)</p> <p>意 見 2件 毒物劇物の適正な管理について 他</p> <p>指 導 77件</p> <p>2. 令和元年度財政援助団体等監査 (資料25頁～44頁)</p> <p>(1) 監査実施期間 令和元年8月21日～令和2年2月14日</p> <p>(2) 監査対象機関 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会 対馬青年の家施設運営協会 長崎県高等学校文化連盟 公益財団法人 佐世保市体育協会</p> <p>(3) 監査対象期間 平成30年度</p> <p>(4) 結 果 意 見 2件 施設の利用状況について 他</p> <p>指 導 6件 退職手当支給規程について 他</p> <p>3. 令和元年度包括外部監査 (資料45頁～77頁)</p> <p>(1) 監 査 テ ー マ 長崎県の委託契約事務の執行について</p> <p>(2) 監査対象事務 1回の委託料支出 (一般会計のみ。契約金額の全額の場合もあれば、分割払いの一部である場合もある) が100万円以上となっている契約</p> <p>(3) 監査対象期間 平成30年度</p> <p>(4) 結 果 指 摘 3件 報告書の記載内容について 他</p> <p>意 見 4件 契約方法について 他</p> |

報 告 事 項 (2)

高校教育課

| 件 名 | 令和2年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について 〔3月末現在 全日制・定時制 高校教育課調査〕 | | | | | | | |
|---|---|----------|----------|----------|--------|-------|-------|-------|
| 概 要 | 1 就職内定状況 | | | | | | | |
| | 項 目 | 平成30年3月卒 | 平成31年3月卒 | 令和2年3月卒 | 前年比増減 | | | |
| | 県 内 (%) | 97.0 | 98.8 | 97.7 | -1.1 | | | |
| | 県 外 (%) | 101.8 | 100.3 | 102.7 | +2.4 | | | |
| | 全 体 (%) | 98.8 | 99.4 | 99.5 | +0.1 | | | |
| | 県内割合 (%) | 60.0 | 59.2 | 63.0 | +3.8 | | | |
| | 県外割合 (%) | 40.0 | 40.8 | 37.0 | -3.8 | | | |
| | 県内求人数 (人) | 4,920 | 5,067 | 長崎労働局未発表 | | | | |
| | 未内定者数 (人) | 34 | 16 | 13 | -3 | | | |
| | ※ 県内求人数は、長崎労働局データ | | | | | | | |
| | ○全体の就職内定率は、99.5%で、前年比0.1ポイント増加している。 | | | | | | | |
| | ○県内割合は、63.0%で、前年比3.8ポイント増加している。 | | | | | | | |
| | ○未内定者数は、13人で、前年比3人減少している。 | | | | | | | |
| | 2 学科別就職内定状況 | | | | | | | |
| | 学科名 | 就職希望者数 | | | 就職内定者数 | | | 就職内定率 |
| 県内 | | 県外 | 小計 | 県内 | 県外 | 小計 | | |
| 普通 | 270 | 132 | 402 | 261 | 135 | 396 | 98.5 | 65.9% |
| 農業 | 253 | 94 | 347 | 257 | 89 | 346 | 99.7 | 74.3% |
| 工業 | 513 | 484 | 997 | 499 | 498 | 997 | 100.0 | 50.1% |
| 商業 | 339 | 117 | 456 | 336 | 120 | 456 | 100.0 | 73.7% |
| 水産 | 40 | 28 | 68 | 37 | 27 | 64 | 94.1 | 57.8% |
| 家庭 | 9 | 4 | 13 | 9 | 4 | 13 | 100.0 | 69.2% |
| 看護 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 100.0 | 50.0% |
| 情報 | 7 | 1 | 8 | 7 | 1 | 8 | 100.0 | 87.5% |
| その他 | 8 | 5 | 13 | 7 | 6 | 13 | 100.0 | 53.8% |
| 総合 | 239 | 74 | 313 | 227 | 84 | 311 | 99.4 | 73.0% |
| 合計(a) | 1,679 | 940 | 2,619 | 1,641 | 965 | 2,606 | 99.5 | 63.0% |
| 昨年同期計(b) | 1,642 | 1,116 | 2,758 | 1,623 | 1,119 | 2,742 | 99.4 | 59.2% |
| 昨年同期比(a)-(b) | 37 | -176 | -139 | 18 | -154 | -136 | 0.1 | 3.8 |
| ※ 就職希望者数は10月末現在、就職内定者数及び就職内定率は3月末現在である。 | | | | | | | | |

報 告 事 項 (3)

特別支援教育課

| | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|------|
| 件名 | 令和2年3月特別支援学校高等部卒業生の進路状況について | | | | | |
| 概要 | 1 令和2年3月特別支援学校高等部卒業生の進路 | | | | | |
| | 障害種 | 卒業生 | 進学 | 就職 | 福祉サービス利用 | 家庭 |
| | 視覚障害 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 聴覚障害 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 知的障害 | 209 | 8 | 98 | 99 | 4 |
| | 肢体不自由 | 20 (3) | 0 | 2 | 18 (3) | 0 |
| | 病 弱 | 13 | 3 | 3 | 6 | 1 |
| | 合 計 | 245 (3) | 13 | 103 | 124 (3) | 5 |
| | 割 合 | — | 5.3% | 42.0% | 50.6% | 2.0% |
| | ※ () は訪問教育の生徒で外数 | | | | | |
| | 2 令和2年3月盲・ろう学校専攻科卒業生の進路 | | | | | |
| | 障害種 | 卒業生 | 進学 | 就職 | 福祉サービス利用 | 家庭 |
| | 視覚障害 | 5 | 1 | 3 | 0 | 1 |
| | 聴覚障害 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| | 合 計 | 8 | 2 | 5 | 0 | 1 |
| 割 合 | — | 25.0% | 62.5% | 0% | 12.5% | |
| 3 過去5年間の知的障害特別支援学校高等部の就職率の推移 | | | | | | |
| (1) 就職希望者に対する就職率 | | | | | | |
| 年 度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | |
| 長崎県 | 90.1% (73/81) | 96.5% (109/113) | 96.5% (109/113) | 86.9% (86/99) | 92.5% (98/106) | |
| (2) 卒業生全体に対する就職率 | | | | | | |
| 年 度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | |
| 長崎県 | 38.8% (73/188) | 50.2% (109/217) | 46.4% (109/235) | 40.0% (86/215) | 46.9% (98/209) | |
| 全国 (知的) | 32.1% | 32.9% | 34.0% | 未公表 | 未公表 | |

4 高等部及び専攻科就職状況（令和2年3月卒業生が就職した職種）

（1）高等部103名

| 産業区分 | 職種又は業種 | 人数 |
|-------------------|--|----|
| 農業、林業 | 農作業・軽作業、きのこ製造 | 10 |
| 漁業 | 水産養殖、水産加工、漁業 | 3 |
| 製造業 | 鶏肉加工、食品製造、パン製造、あじフライ製造、食品加工、食堂厨房作業 弁当製造、布団製造工、鉄工作業、部品管理、軽作業、箱折り | 24 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 一般事務 | 1 |
| 運輸業、郵便業 | 配送補助、倉庫内作業、荷物仕分け、ピッキング | 6 |
| 卸売業、小売業 | 販売、商品補充・接客、青果パック詰め、加工、食品加工、惣菜、清掃 | 12 |
| 金融業、保険業 | 軽作業、清掃、事務補助 | 2 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 清掃 | 1 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 調理補助、レストラン補助調理員、清掃、営繕業務、バス介助、下膳、洗濯 | 6 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | クリーニング、作業員 | 4 |
| 教育、学習支援 | 介助業務補助員、ワークサポートグループ | 2 |
| 医療、福祉 | 介護補助、リハビリ助手、事務補助、メッセージャー、清掃、看護助手、調理 | 21 |
| 複合サービス業 | 作業員 | 1 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 機械清掃、サービス補助（コーティング）、リサイクル、清掃、警備員 | 10 |
| 雇用形態における正規雇用者数 | | 28 |

（2）専攻科5名

| 産業区分 | 職種又は業種 | 人数 |
|----------------|-----------------------|----|
| 農業、林業 | 農作業 | 1 |
| 医療、福祉 | ヘルスキーパー、はり・きゅう・マッサージ師 | 3 |
| 製造業 | 製造 | 1 |
| 雇用形態における正規雇用者数 | | 2 |

報 告 事 項 (4)

学 芸 文 化 課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 令和2年度 文化活動推進校指定について |
| 概 要 | <p>1 指定の目的 全国レベルで活躍する部活動や地域の文化活動の活性化に貢献できる活動の育成を目指すとともに、本県中・高校生のさらなる文化力の育成とすそ野の拡大を図るため、積極的な文化活動が期待できる部活動等を文化活動推進校に指定し、その活動への補助金を支給する。</p> <p>2 令和2年度指定校数（指定校一覧は別紙のとおり） 中学校 24校24クラブ 高等学校 16校18クラブ</p> <p>3 指定基準 (1) 中学校 【強化部門】（補助金上限20万円） ・全国大会出場や九州大会上位入賞などの実績を上げている部活動等 【育成部門】（補助金上限10万円） ・市町教育委員会または長崎県中学校文化連盟において、特に継続的な育成を図る部活動等 ・特別支援学校において、活発に活動している部活動等</p> <p>(2) 高等学校（補助金上限50万円） ・全国大会出場や九州大会上位入賞などの実績を上げている部活動等</p> <p>4 指定手順 各市町教育委員会、長崎県中学校文化連盟及び長崎県高等学校文化連盟の推薦を受け、県教育委員会事務局において決定。</p> |

令和2年度 長崎県中学校・高等学校文化活動推進校

【中学校】… 24校24クラブ

【高等学校】… 16校18クラブ

＜強化指定校＞ 14校14クラブ

| No. | 分野 | 学校名 |
|-----|---------------|---------------|
| 1 | 吹奏楽・ マーチング | 長崎市立山里中学校 |
| 2 | | 長崎市立戸町中学校 |
| 3 | | 大村市立大村中学校 |
| 4 | | 大村市立桜が原中学校 |
| 5 | | 雲仙市立小浜中学校 |
| 6 | | 時津町立時津中学校 |
| 7 | 合唱 | 長崎大学教育学部附属中学校 |
| 8 | | 純心中学校 |
| 9 | 技術工作 | 長崎市立茂木中学校 |
| 10 | | 長崎市立南中学校 |
| 11 | | 長崎市立日吉中学校 |
| 12 | | 佐世保市立宮中学校 |
| 13 | | 佐世保市立広田中学校 |
| 14 | 百人一首 | 海星中学校 |

＜育成指定校＞ 10校10クラブ

| No. | 分野 | 学校名 |
|-----|---------------|------------|
| 1 | 演劇 | 佐世保市立早岐中学校 |
| 2 | 箏 | 諫早市立明峰中学校 |
| 3 | 合唱 | 平戸市立大島中学校 |
| 4 | 吹奏楽・ マーチング | 対馬市立巖原中学校 |
| 5 | | 壱岐市立郷ノ浦中学校 |
| 6 | | 五島市立福江中学校 |
| 7 | | 長与町立長与中学校 |
| 8 | | 川棚町立川棚中学校 |
| 9 | 郷土芸能 (太鼓) | 南島原市口之津中学校 |
| 10 | 伝統文化 | 県立島原特別支援学校 |

| No. | 専門部 | 学校名 |
|-----|---------------------------|-------------|
| 1 | マーチングバ ンド・バトン トワリング | 活水高等学校 |
| 2 | | 県立西陵高等学校 |
| 3 | | 県立佐世保東翔高等学校 |
| 4 | | 鎮西学院高等学校 |
| 5 | | 創成館高等学校 |
| 6 | 書道 | 西海学園高等学校 |
| 7 | 写真 | 県立佐世保北高等学校 |
| 8 | | 瓊浦高等学校 |
| 9 | 合唱 | 純心女子高等学校 |
| 10 | | 県立清峰高等学校 |
| 11 | 放送 | 県立大村高等学校 |
| 12 | | 長崎日本大学高等学校 |
| 13 | | 県立長崎南高等学校 |
| 14 | | 県立長崎西高等学校 |
| 15 | 演劇 | 県立長崎北高等学校 |
| 16 | 新聞 | 県立長崎工業高等学校 |
| 17 | 自然科学 | 県立長崎西高等学校 |
| 18 | 文芸 | 県立大村高等学校 |

令和2年度 ジュニアスポーツ推進事業 強化校等一覧表【競技別】

1 高等学校

(1)強化校・育成校 【35競技 のべ86校(強化校69校 育成校17校)】

| NO | 学校名 | 性別 | 学校名 |
|----|----------|----------|----------------|
| 1 | 陸上競技(駅伝) | 男 | 鎮西学院高等学校 |
| 2 | | 男 | 県立松浦高等学校 |
| 3 | | 女 | 県立諫早高等学校 |
| 4 | | 女 | 鎮西学院高等学校 |
| 5 | ソフトテニス | 男 | 長崎南山高等学校 |
| 6 | | 女 | 県立大村高等学校 |
| 7 | バレーボール | 男 | 県立大村工業高等学校 |
| 8 | | 男 | 県立佐世保南高等学校 |
| 9 | | 女 | 九州文化学園高等学校 |
| 10 | | 女 | 聖和女子学院高等学校 |
| 11 | バスケットボール | 男 | 県立佐世保工業高等学校 |
| 12 | | 女 | 長崎女子高等学校 |
| 13 | 卓球 | 男 | 瓊浦高等学校 |
| 14 | | 女 | 鎮西学院高等学校 |
| 15 | 体操 | 男 | 創成館高等学校 |
| 16 | | ※ 男 | 県立大村工業高等学校 |
| 17 | | 女 | 聖和女子学院高等学校 |
| 18 | | ※ 女 | 創成館高等学校 |
| 19 | 新体操 | 女 | 長崎女子高等学校 |
| 20 | | ※ 女 | 活水高等学校 |
| 21 | 相撲 | 男 | 県立諫早農業高等学校 |
| 22 | | ※ 男 | 県立北松農業高等学校 |
| 23 | | ※ 男 | 県立長崎鶴洋高等学校 |
| 24 | 弓道 | 男 | 県立島原高等学校 |
| 25 | | 女 | 県立島原高等学校 |
| 26 | 剣道 | 男 | 県立島原高等学校 |
| 27 | | 女 | 県立島原高等学校 |
| 28 | 柔道 | 男 | 長崎日本大学高等学校 |
| 29 | | 男 | 長崎南山高等学校 |
| 30 | | 女 | 県立長崎明誠高等学校 |
| 31 | サッカー | 男 | 長崎総合科学大学附属高等学校 |
| 32 | | 女 | 鎮西学院高等学校 |
| 33 | ラグビー | 男 | 県立長崎北陽台高等学校 |
| 34 | ソフトボール | 男 | 県立大村工業高等学校 |
| 35 | | 男 | 県立島原工業高等学校 |
| 36 | | 女 | 九州文化学園高等学校 |
| 37 | | 女 | 市立長崎商業高等学校 |
| 38 | バドミントン | 男 | 瓊浦高等学校 |
| 39 | | 女 | 県立諫早商業高等学校 |
| 40 | 登山(縦走) | 男 | 県立長崎北陽台高等学校 |
| 41 | | ※ 男 | 県立大村工業高等学校 |
| 42 | | 女 | 県立長崎北陽台高等学校 |
| 43 | | 女 | 県立大村高等学校 |
| 44 | | (クライミング) | 男女 |
| 45 | ハンドボール | 男 | 瓊浦高等学校 |
| 46 | | 女 | 瓊浦高等学校 |

| NO | 学校名 | 性別 | 学校名 |
|----|------------|-------------|----------------|
| 47 | ホッケー | 男 | 県立佐世保工業高等学校 |
| 48 | | ※ 男 | 県立川棚高等学校 |
| 49 | | 女 | 県立川棚高等学校 |
| 50 | レスリング | 男女 | 県立島原高等学校 |
| 51 | | 男女 | 県立島原工業高等学校 |
| 52 | ボクシング | 男女 | 県立長崎鶴洋高等学校 |
| 53 | ウエイトリフティング | 男女 | 県立諫早農業高等学校 |
| 54 | | 男女 | 県立西彼農業高等学校 |
| 55 | テニス | 男 | 海星高等学校 |
| 56 | | 女 | 海星高等学校 |
| 57 | フェンシング | 男 | 県立長崎工業高等学校 |
| 58 | | ※ 男 | 県立諫早商業高等学校 |
| 59 | | 女 | 県立諫早商業高等学校 |
| 60 | | ※ 女 | 県立諫早高等学校 |
| 61 | ヨット | 男女 | 県立長崎工業高等学校 |
| 62 | | 男女 | 県立長崎鶴洋高等学校 |
| 63 | | ※ 男女 | 長崎総合科学大学附属高等学校 |
| 64 | ボート | 男女 | 県立大村高等学校 |
| 65 | | 男女 | 県立大村城南高等学校 |
| 66 | | ※ 男女 | 県立長崎明誠高等学校 |
| 67 | ※ 男女 | 佐世保工業高等専門学校 | |
| 68 | ライフル射撃 | 男女 | 県立長崎北高等学校 |
| 69 | | 男女 | 県立長崎南高等学校 |
| 70 | | ※ 男女 | 県立島原工業高等学校 |
| 71 | | ※ 男女 | 県立長崎東高等学校 |
| 72 | 水泳(水球) | 男 | 県立長崎工業高等学校 |
| 73 | | 男 | 県立長崎西高等学校 |
| 74 | 空手道 | 男 | 瓊浦高等学校 |
| 75 | | 女 | 県立佐世保北高等学校 |
| 76 | アーチェリー | 男女 | 県立大村工業高等学校 |
| 77 | | 男女 | 県立諫早東高等学校 |
| 78 | | ※ 男女 | 県立佐世保商業高等学校 |
| 79 | カヌー | 男女 | 県立西陵高等学校 |
| 80 | | 男女 | 県立長崎鶴洋高等学校 |
| 81 | | ※ 男女 | 県立長崎西高等学校 |
| 82 | 自転車 | 男女 | 県立鹿町工業高等学校 |
| 83 | なぎなた | 女 | 県立松浦高等学校 |
| 84 | 馬術 | 男女 | 県立諫早農業高等学校 |
| 85 | ポウリング | ※ 男女 | 県立長崎鶴洋高等学校 |
| 86 | ゴルフ | 男女 | 長崎日本大学高等学校 |

「※」は、育成校

(2)支援校 (3競技 1校3部)

| No. | 競技名 | 性別 | |
|-----|------|----|----------|
| 1 | 陸上競技 | 男女 | 県立五島高等学校 |
| 2 | 剣道 | 男女 | 県立五島高等学校 |
| 3 | 柔道 | 男女 | 県立五島高等学校 |

(3)特別強化選手 (1競技 2名)

| No. | 競技名 | 性別 | 氏名 | 学年 | 所属校 |
|-----|------|----|--------|----|------------|
| 1 | 陸上競技 | 女 | 寺田 奈津美 | 3 | 県立諫早高等学校 |
| 2 | | 男 | 廣田 麟太郎 | 3 | 長崎日本大学高等学校 |

(4)強化選手 (2競技 10名)

| No. | 競技名 | 性別 | 氏名 | 学年 | 所属校 |
|-----|------|----|-------|----|----------|
| 1 | 陸上競技 | 男 | 河内 祥吾 | 2 | 県立大村高等学校 |
| 2 | | 女 | 河俣 明香 | 3 | 純心女子高等学校 |
| 3 | | 女 | 俵 芹奈 | 2 | 西海学園高等学校 |
| 4 | | 女 | 峰 原 舞 | 3 | 県立五島高等学校 |
| 5 | | 男 | 後 田 築 | 1 | 創成館高等学校 |
| 6 | 水泳 | 男 | 森 山 遼 | 2 | 長崎南山高等学校 |
| 7 | | 男 | 西村 理汰 | 3 | 県立諫早高等学校 |
| 8 | | 男 | 小串 爽太 | 2 | 九州文化学園高校 |
| 9 | | 女 | 小 関 葵 | 2 | 青雲高等学校 |
| 10 | | 女 | 下条 樹希 | 1 | 九州文化学園高校 |

(5)強化推進団体 (1団体 2競技)
長崎県高等学校野球連盟(硬式野球、軟式野球)

2 中学校

(1)中学校体育連盟推進専門部 (19競技専門部)

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| ① 陸上競技 | ② 水泳競技 | ③ 体操競技・新体操 |
| ④ バスケットボール | ⑤ パレーボール | ⑥ 卓球 |
| ⑦ ハンドボール | ⑧ サッカー | ⑨ 軟式野球 |
| ⑩ 相撲 | ⑪ 柔道 | ⑫ 剣道 |
| ⑬ ソフトテニス | ⑭ バドミントン | ⑮ ソフトボール |
| ⑯ 駅伝 | ⑰ ラグビーフットボール | ⑱ 空手道 |
| ⑲ テニス | | |

報 告 事 項 (6)

体育保健課・学芸文化課

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|-------------|---|------------|---|----------|---|----------|---|----------|---|----------|---|----------|---|------------|---|-------------|----|------------|----|----------|----|----------|---|----------|---|------------|
| 件 名 | 令和2年度県立学校における部活動指導員配置校について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概 要 | <p>令和2年度の県立学校における部活動指導員の配置について以下のとおり決定した。</p> <p>○令和2年度部活動指導員配置校</p> <p style="text-align: center;">【運動部】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>県立長崎北陽台高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>県立佐世保北高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>県立諫早高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>県立松浦高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>県立五島高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td>県立国見高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td>県立小浜高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td>県立北松農業高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td>県立佐世保工業高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10</td><td>県立大村城南高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11</td><td>県立清峰高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12</td><td>県立長崎東中学校</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">【文化部】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>県立西陵高等学校</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>県立五島海陽高等学校</td></tr> </table> | 1 | 県立長崎北陽台高等学校 | 2 | 県立佐世保北高等学校 | 3 | 県立諫早高等学校 | 4 | 県立松浦高等学校 | 5 | 県立五島高等学校 | 6 | 県立国見高等学校 | 7 | 県立小浜高等学校 | 8 | 県立北松農業高等学校 | 9 | 県立佐世保工業高等学校 | 10 | 県立大村城南高等学校 | 11 | 県立清峰高等学校 | 12 | 県立長崎東中学校 | 1 | 県立西陵高等学校 | 2 | 県立五島海陽高等学校 |
| 1 | 県立長崎北陽台高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 県立佐世保北高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 県立諫早高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 県立松浦高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 県立五島高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 県立国見高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 県立小浜高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 県立北松農業高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 県立佐世保工業高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 県立大村城南高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 県立清峰高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 県立長崎東中学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 県立西陵高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 県立五島海陽高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

報 告 事 項 (追加)

児童生徒支援課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の一部変更について |
| 概 要 | <p>1 実施期間</p> <p>従来の長崎っ子の心を見つめる教育週間は「5月から7月」の期間を設定していたが、本年度は「9月から11月」に変更し、各学校の実態や地域の状況に応じた弾力的な取組を実施する。</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 本教育週間が授業参観等の集団を形成するものであり、新型コロナウイルス感染の状況から、5月から7月の期間で実施することが難しいため。</p> <p>(2) しかしながら、本教育週間が「いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成」を目的としており、「地域の子どもは地域ではぐくむ」意義があることから、期間を延長して実施したい。</p> <p>2 学校が取り組む項目</p> <p>(1) 長崎市、佐世保市で過去発生した青少年による痛ましい事件を忘れず、二度と起こさないことを再認識する機会とする観点から、「命に関する講話等」は6、7月に実施する。</p> <p>(2) 「道徳の授業」、高等学校・特別支援学校高等部の「道徳教育に関わる教育活動」の授業公開及び「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラル教育は、9月から11月の期間で実施する。</p> <p>(3) 家庭、地域、関係機関と連携した取組（ゲストティーチャーを招聘した講習会、地域行事等）については、学校の実態や地域の状況に応じて可能な範囲で取り組む。</p> <p>3 その他</p> <p>今年度の学校訪問は、教育委員会に加え、PTA連合会も同行することとしている。訪問校については、本土部における小学校1校とし、実施予定は10月とする。</p> |